

106万、130万の壁と霞が関の壁

東京財団政策研究所 研究主幹 **森信 茂樹**

106万円の壁と130万円の壁が問題となっている。収入がその水準を超えるとパート主婦（単純化のため妻がパート配偶者とする）に社会保険料負担が生じ本人の手取りの減少を招くので就業調整をする。従業員が101人以上の場合は106万円が、100人以下の場合には130万円がそれに該当する。最低賃金が上昇するとともに社会保険の適用拡大が行われ新たに数十万人が対象となり、パート主婦への依存度の高い外食やスーパーなどで深刻な人手不足を招き、インバウンドの景気回復が期待される中大きな問題となっている。

岸田総理は対応策の検討を行うとした。政府部内で検討中の案は、パート主婦の手取りが社会保険適用前の金額に回復するまでの間、手取り減少分の一部を補填できるよう企業に助成金を出すという内容で、暫定的な対応という位置づけである。

この案には以下の問題があると考える。

まず、本人ではなく企業に助成金を出すということだが、企業から本人の収入増につながるよう助成金が渡るとかという疑問である。そもそも106万円と130万円は、時間外手当や賞与を含むかなど被用者保険適用基準が異なっておりどう調整するのだろうか。

より本質的な問題は、パート主婦（専業主婦も）は、「第3号被保険者」として保険料を負担せず受益だけをしていることである。それに加えて一定収入のある主婦の保険料まで助成金で補填することは、「第1号被保険者」の個人事業者や非正規雇用者と比べて不公平になる。将来年金給付が得られるにも拘わらず、社会保険料負担を国が補填するというのではあまりにもパッチワークだ。

これまで政府はこの問題に、厚生年金に加入できる対象企業の拡大で対応してきており、24年10月には従業員51人以上の企業まで拡大される。企業規模要件が撤廃されれば、短時間労働者も全員106万円で厚生年金加入になるので、130万円の壁は消える。正しい方向での対応だ。

抜本的な改革案としては、カナダのように基礎年金を全額税方式にすることが考えられる。基礎年金部分は全額税財源で賄うので、壁の問題は生じない。しかし税方式にするには数%の消費税率引上げが必要で、現実的ではない。

一方で、「壁」はそのほかにも存在する。筆者が注目するのは住民税非課税世帯の壁である。非課税世帯に該当すれば、返済不要の

「高等学校等奨学給付金」があり、また「高等教育修学支援新制度」により授業料・入学金の減免や給付型奨学金なども適用される。政府が物価対策として「低所得世帯に一律3万円の給付、子育て世帯には別途子ども1人当たり5万円の給付」を行うが、その判断基準は「住民税非課税かどうか」で、子どもが2人いれば $3 + 10 = 13$ 万円の給付がもらえる。一方住民税を少しでも負担していれば一切もらえない。これでは住民税の課税最低限のところで大きな就労調整を及ぼす可能性がある。住民税は一年遅れなので、来年の就労に影響を与えかねない。

欧米でも専業主婦が新たに労働市場に参入する際に、税や社会保険料が生じ手取りが逆

転することがポバティートラップ(貧困の罠)として問題になっていた。この壁をなくし手取りをスムージングする手段として「給付付き税額控除」が、積極的労働政策の一環として導入され、今やスタンダードな制度となっている。

わが国でもマイナンバー制度が普及し、国民全員の所得を番号で把握しているので、これを活用して、所得と給付とを連動させた仕組みを導入することが可能だ。しかし「インフラがないのでそのような仕組みは難しい」という内閣府・厚労省と、「制度がないのでインフラ整備は難しい」というデジタル庁のはざままで放置されている。この「霞が関の壁」をぶち破ることが先決だ。